

高齢者生協かけはし運営規程

(事業の目的)

第1条 愛知県高齢者生活協同組合が開設する高齢者生協かけはし（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況とその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から効率的に提供されるように配慮して行う。
 - 3 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないように公正中立に行う。
 - 4 事業の実施にあたっては、関係市町村、老人介護支援センター、その他指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 高齢者生協かけはし
- (2) 所在地 岡崎市大門2-7-9

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務職員、介護支援専門員と兼務）
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に自らも居宅介護支援の業務を行う。
- (2) 介護支援専門員 3名（常勤兼務職員1名、常勤専従1名、非常勤兼務1名）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次の通りとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護保険の告示上の額とする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 利用者の自宅等
- (2) 使用する課題分析票の種類 全社協アセスメント
- (3) サービス担当者会議の開催場所 利用者の自宅等
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月一回
- (5) モニタリングの結果記録 1ヶ月に1回

2 次の通常の事業の実施を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 通常の事業の実施地域を超えた地点から、片道10km未満 400円
- (2) 通常の事業の実施地域を超えた地点から、片道10km以上 600円
- (3) 第2項の費用の支払を受ける場合には、利用者または、その家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、岡崎市の区域とする。

(事故が発生した場合の連絡)

第8条 居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに当該利用者の家族、市町村等に連絡すると共に、必要な措置を講ずる。

(高齢者虐待防止の協力)

第9条 日常の業務において虐待の疑いを持ったとき、高齢者虐待防止法に基づき市町村または地域包括支援センターへの通報等の協力をする。

(その他運営についての留意事項)

第10条 指定居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (ア) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (イ) 継続研修 年2回以上
- 2 従業者は業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持すること。
 - 3 従事者であった者に、業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は愛知県高齢者生活協同組合と事業所

の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、２００５年２月１５日から施行する。

附則 この規程は、２００６年２月１日から施行する。

附則 この規程は、２００７年８月１日から施行する。

附則 この規程は、２０１２年４月１日から施行する。

附則 この規程は、２０１２年５月２１日から施行する。

附則 この規程は、２０１２年９月１日から施行する。

附則 この規程は、２０１３年７月１日から施行する。

附則 この規程は、２０１３年７月２９日から施行する。

附則 この規程は、２０１３年１２月１日から施行する。

附則 この規程は、２０１４年１０月１日から施行する。

附則 この規程は、２０１７年９月８日から施行する。

附則 この規程は、２０２３年１月１日から施行する。